

土浦市立学校における働き方改革プラン

—給特法改正に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」をふまえた

持続可能な学校づくりをめざして—

土浦市教育委員会 2026.4.1 制定

はじめに—「土浦市立学校における働き方改革プラン」策定の趣旨—

本市では、2019年より教職員の働き方改革を推進し、子どもたちに対してより効果的な教育活動が行えるよう、学校教育現場の業務改善に取り組んでまいりました。その成果として、教職員の長時間労働の改善、ICT機器の活用による業務の効率化、教職員以外の外部人材の活用等が推進され、質の高い教育を実現してきました。

そして、近年は、教職員一人一人が充実感や満足感を持ち、生き生きと働ける環境づくりが重視され、教職員の人間らしい生活の実現のため、心理的安全性の確保、児童生徒と教職員自身の成長を実感できる機会の充実、そしてウェルビーイングの向上を通じた教育の質のさらなる向上が求められています。

こうした状況の中、2025年6月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」とする。）が改正され、教職員の生活の質や人生の豊かさを高めることが、創造性を伸ばし、児童生徒への教育活動をより充実させる基盤として位置づけられてきたところです。

以上の流れを受け、本市では、学校に求められる役割を整理し、教職員が本来業務に専念できる環境をさらに整えるため、「土浦市立学校における働き方プラン」を全面的に改訂しました。

今後は、本プランをもとに、学校・行政・地域が一体となって働き方改革を一層進め、学校教育の更なる充実を図ってまいります。

1 働き方改革に関する国の動き

学校における働き方改革として、国は、文部科学省を中心に次のような対策を講じている。

- H29. 8 学校における働き方改革に係る緊急提言
(中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会)
- H30. 2 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)(文部科学事務次官)
- H31. 1 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文部科学省)
- R2. 1 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(文部科学省)
 - ・ 在校等時間の定義付け、上限時間の設定、教育委員会が講じるべき処置を明記。
- R3. 8 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)(文部科学省)
 - ・ 「教師でなければならないこと」に集中できるよう、業務を分担することを目指す。
- R5. 3 全国の学校における働き方改革事例集(改訂版)
 - ・ どの学校でも取り組みやすく、手の届きやすい事例を紹介。
- R6. 8 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)
 - ・ 「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた具体的方策について言及
 - ・ 学校における働き方改革のさらなる加速化、「3分類」に基づく14の取組の徹底、柔軟な働き方の推進、校務DXの加速等について明記。
- R7. 1 教師の「働きやすさ」と「働きがい」実現プラン(文部科学省/質の高い教師の確保特別部会)

- ・今後5年間で平均の時間外在校等時間の約3割削減（月30時間程度）
 - ・指導運営体制の充実 ・教師の処遇改善
- R7.6** 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正
- ・教職調整額の支給基準を、給料月額4%から10%まで段階的に引き上げ。
 - ・「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等を義務付け。

2 学校における働き方改革の目的

土浦市立学校における働き方改革の目的

学校における勤務時間を意識した働き方の意識改革を図ることを通して、本市教育の質を高め、子どもたちの資質・能力を向上させる。

土浦市教育委員会は、上述の目的を掲げ、具体的な取組を推進することで、各学校の教職員が心身の健康を維持しながら、学習指導や生徒指導等の教育活動に誇りをもって意欲的に取り組むことができる環境づくりを進めることとする。

この取組により、教職員が日々の生活の質や人生を豊かなものにし、ひいては未来を担う子どもたちが、豊かな知性や健やかな心と体を兼ね備え、夢に向かって生き生きと生きていく力をもった人に育っていくことをめざしたい。

3 教育委員会及び学校の役割及び推進体制

(1) 土浦市教育委員会の役割

○土浦市立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(2) 学校の役割

○学校は、校長のマネジメントのもと、自校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解・共通実践のもと働き方改革に向けた取組を積極的に推進する。

○学校は、自校の「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人ひとりの意識改革を促進する。

(3) 土浦市立学校における働き方改革のための推進体制

○本プランを一元的に管理するとともに、市立学校の働き方改革推進の進捗状況等を確認するため、土浦市教育委員会は「働き方改革推進委員会」を開催する（年3回）。

○学校内においては、学校運営協議会を通して、学校の「業務量管理」と「健康確保措置」に関する目標の設定・承認や業務分担についての協議を行う等、協力・連携して学校の働き方改革を推進する。

4 働き方改革の視点から見た学校の課題

(1) 時間外勤務の現状について（アンケート結果については、巻末資料Ⅰを参照）

○本市においては、時間外在校等時間が月100時間以上の教職員は、過去3年間において該当者はいない。月80時間以上の教職員は、令和5年度に小中各1名ずつ存在したが、過去3年間を通して見るとほとんど見られない状況にある。働き方改革における勤務時間を短縮する取組は、多くの学校において奏功していると言える。

○時間外在校等時間が45時間超の教職員の割合は、小中学校とも減少傾向にあるが、小学校においては5人に1人、中学校では3人に1人の教職員が該当する現状である。また、数値的には減少しているながら、変化については、「変わらない」「増えた」と感じる教職員が多い点に着目する

と、働き方改革のなかで、質量共に、業務分担の二極化が見られることも考えられる。

- 超過勤務の原因となる業務については、授業準備や教材研究、保護者対応等が50%を超過している。このなかで、前者は教職員の本来の業務と言えるが、後者は突発的、緊急的に入る場合も多く、教職員の大きな負担の要因ともなっている。教師が本来担うべき業務に集中できる環境の整備が求められている。

(2) 働きがいについて（アンケート結果については、巻末資料Ⅱを参照）

- 本市の教職員の多くが、やりがいをもって勤務しており、「とても感じている」「感じている」を合計すると、65.5%となる。
- 教職員がやりがいを感じる内容を調査してそれらを広めていく施策を講じるとともに、「やや感じている」とそれ以下の考え方、及び「どちらともいえない」となっている要因を探り、多様で数値化することの難しい「働きがい」について、今後、詳細に分析を試みていきたい。

(3) 勤務内容について（アンケート結果については、巻末資料Ⅲを参照）

- 小学校では、学級担任制であることから、担任の授業時数が多く、児童在校中は校務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。このため、多岐にわたる教育活動の維持・充実を図るにあたっては、平日の勤務時間外や休日に業務を行うことが常態化している。
- 中学校では教科担任制であり、授業を担当しない時間が存在する。しかし、生徒指導事案への対応が求められ、長時間労働の原因の一つになっている。また、部活動指導については、休日に市地域クラブ活動推進協会（「Blue Ocean」）での活動の地域展開を進めており、指導に関わる時間は縮減しつつある。しかし、平日については学校での活動となるため、教師が部活動として費やすべき時間は依然として多い。
- 上述した現状のなか、教職員の業務の軽減に貢献しているのが、留守番電話の設置や学校閉庁日の設定である。日・時間単位で、外部とのやりとりについて時間外に対応することがなくなり、本来の業務に集中して取り組むことが可能となっている。
- また、行事の見直しの具体的な実践として、半日開催を原則としたプログラムに組み直しを行っている。これによって、これまで1日ばかりで行われていた行事を準備や後片付けを含めて短期間で実施することが可能となっている。
- さらに、学校サポーターや校内フリースクール支援員等に業務の一端を委ねることができていることも大きい。これにより、教職員が本来優先して実施すべき業務に専心できるようになっている。

5 土浦市立学校における働き方改革プランの計画期間及び目標

(1) 本プランの計画期間

本プランの計画期間は2026年度から2028年度までの3年間とし、計画の実施ならびに成果の検証を行うことで、本市小中学校・義務教育学校における働き方改革を着実に遂行するものとする。

(2) 働き方改革を進めるため、2028（令和10）年度末に目指す指標

教職員の常態化する長時間勤務は、健康被害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点から早急な改善が必要である。そこで、国における働き方改革の動向や厚生労働省の過重労働に関する基準等を踏まえ、学校における教職員の勤務について、次の2点の指標を掲げるものとする。

① 1か月の時間外在校等時間 4 5時間以内（県目標）※国の上限時間の指針の実現を目指す

※重点：過労死ラインの80時間を超過する教職員ゼロを目指す

② 月1回の市内同時定時退勤日及び月2回以上の学校独自の定時退勤日において、実施している教職員の割合を100%にする。

労働安全衛生の確保の観点から、一定の時間外労働を行った教職員については、産業医面談等のケアを行い、心身の健康の保持に努めなければならない。

(3) 働き方改革の検証・改善（PDCAサイクル）

- 教育委員会は、教育委員会及び学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、毎年度定期的に進捗状況を把握し、学校における働き方改革に係る教育委員会と各学校の取組を検証しながら、具体的な改善に努める。
- 教育委員会は、検証結果及び国の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直し等、取組の改善を行う。
- 学校は、時間外在校等時間の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施する。

6 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、業務の効率化を進め、教職員が自身の指導力や業務自体の質を高めるとともに、日々の生活や教職員としての生き方を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。また、「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、県教育委員会、市教育委員会、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で取り組んでいくことが重要である。

(1) 業務改善・環境整備の推進

- 教職員の業務の適正化を促進することを通して、教職員が担うべき業務に専念でき、子どもと向き合える環境整備を推進する。
 - ・教職員の行うべき業務、事務職員等と連携・分担すべき業務の明確化
 - ・事業のスクラップ・アンド・ビルドについての再検討
 - ・各種業務に係る手立ての工夫・改善

(2) 教育のDX化におけるICT活用の推進

- 学校におけるICT機器の効果的な活用を通して、情報共有や事務処理の迅速化及び業務の効率化を促進し、教職員の業務の軽減と教育の質的向上を図る。
 - ・校務支援システムの活用による業務の効率化の促進
 - ・校内のICT環境の整備による迅速な情報共有と勤務時間の短縮
 - ・連絡・伝達手段のデジタル化による確実かつ効果的な情報発信

(3) 働きやすい職場に向けた体制づくりと働きがいの創出

- 学校でのウェルビーイングを推進するために、業務の適正化及び効率化の一層の推進を図り、教職員一人ひとりの質の高い働き方への意識改革に努める。
 - ・管理職のリーダーシップと教職員の協働体制の構築による「働きやすさ」の向上
 - ・教職員の強みを生かし、積極的な学校づくりに参画する「働きがい」の向上

7 働き方改革を推進するための具体的な取組事例

(1) 業務改善 - 環境整備の推進

①勤務時間の客観的な把握

- ◇勤務管理システムを活用して、個々の勤務時間を把握する。
- ◇管理職は教職員に対する長時間勤務の改善に向けた意識改革や具体的取組について助言する。
- ◇不要な業務の洗い出しや統廃合できる業務の検討等、あらゆる側面からの業務改善を実施する。

②月3回以上の定時退勤日の設定と徹底 <重点項目>

- ◇市内同時定時退勤日の設定のほかに、学校独自の定時退勤日を2日以上設定する。
- ◇定時退勤日を月案や週案に明記する。(毎週○曜日、第△週の□曜日 等)
- ◇教職員は、自身の退勤予定時間を明示することで、時間を意識した働き方をする。

③教職員の業務の範囲の明確化

- ◇市教育委員会は、給特法の改正を受けて、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映させる。
- ◇学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。下記の代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直す。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間等における校外的見回り 児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理 (公会計化等) 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	6 調査・統計等への回答 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 8 I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 9 学校プールや体育館等の施設設備の管理 10 校舎の開錠・施錠 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 12 校内清掃 13 部活動	14 給食の時間における対応 15 授業準備 16 学習評価や成績処理 17 学校行事の準備・運営 18 進路指導の準備 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(出典：文部科学省HP資料「学校と教師の業務の3分類」)

④専門スタッフ等と連携した、さらなる「チーム学校」の実現 <重点項目>

- ◇多様化、複雑化する児童生徒ならびに保護者、地域からの要望や依頼について、一人ひとりの児童生徒を多面的・多角的に捉え、学校が組織的に対応していく。
- ◇下記に提示した各学校配置の会計年度任用職員（※）との業務の分担、及び連携を図り、課題の早期解決・早期対応を図る。
- ◇こども包括支援課や児童相談所、市教育支援センター、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を密にし、協働的に対応する。
- ◇校内・校外のネットワークを張り巡らすことで、児童生徒のいのちや身体を守るとともに、教職員の心身の負担を軽減を図る。

※学校業務を円滑に進めるため、各学校に配置している会計年度任用職員等

・ICT支援員	[全小中学校巡回]
・管理員	[全小中学校に配置]
・給食配膳員	[全小中学校に配置]
・スクールロイヤー	[必要に応じて法務相談対応]
・医療的ケア児童支援に係る看護師等	[希望する児童生徒対象]

※学校業務を円滑に進めるため、指導課に配置している会計年度任用職員

・学校経営相談員	[学校管理職経験者]
・部活動改革主任指導員	[専門的見地より主導]
・教育支援相談員	[教育相談、検査の実施]

※主として学習面・生活面を補助する会計年度任用職員

本来の配置目的は、児童生徒の学力向上や豊かな心育成等であるが、二次的には教職員の働き方改革に貢献しているもの。

・理科支援員	[全小学校に配置]
・外国語指導助手(A L T)	
・学校活性化T T非常勤講師	[小規模校1校に配置]
・学校図書館司書	[全学校に配置]
・心の教室相談員	[全中学校に配置]
・スクールカウンセラー	[全中学校及び該当小学校に派遣] 【県費】
・スクールサポートスタッフ	[該当小学校に配置] 【県費】
・学校サポーター	[全小中学校に配置]
・校内フリースクール支援員	
・特別支援教育支援員	[各小中学校の要望を基にした人数]
・学校生活支援員	[拠点校中心に配置(警察官OB、教職員OB)]
・スクールガードリーダー	[警察官OB、毎日市内巡回]
・部活動指導員	[全中学校に配置]

*上記「小学校」には義務教育学校前期課程を含む。「中学校」には義務教育学校後期課程を含む。

*部活動指導員の任用、配置及び研修にあたっては、「土浦市部活動の運営方針(平成30年8月策定)」の適切な運動部活動の運営のための体制整備に基づくものとする。

※今後配置に向けて検討が必要な会計年度任用職員(職務内容及び配置人数の希望)

現在、学校の教職員が対応している業務を代行する下表の専門職員の配置を検討している。

- ・スクールソーシャルワーカー

対象案件が発生した場合、該当校に派遣。要因に応じた対応方法を検討し、児童相談所や警察、児童心理治療施設との連絡調整に当たる非常勤職員。

- ・臨床心理士

発達障害のある幼児児童生徒等に係る見取りや検査等を実施。

⑤土浦市立学校事務の共同実施による事務処理業務の軽減

◇教職員が授業や児童生徒への指導に専念できる環境づくりを支援し、学校全体の事務業務の軽減を図る。

◇組織的に事務処理を進めることで、処理水準の維持・向上を図り、正確で質の高い事務処理を提供できるようにする。

◇事務職員のグループ長を中心に業務を遂行することで、事務職員一人ひとりの勤務意欲や実務能力を向上させ、経験の少ない事務職員への組織的な支援を図る。

⑥事務職員の校務運営への参画の推進

◇文部科学省発出の「学校と教師の業務の3分類」に、事務職員に関する記載があることをふまえ、事務職員の勤務実態に応じて、実際に参画可能な業務について検討する。

◇下記の業務への参画は、事務職員のみならず学校業務を任せることではない。学校は、管理職や行事担当職員に加え、事務職員も学校の業務を担う一員として、互いに業務を分担し、連携して取り組む体制を整備する。

⑦指導力のさらなる向上を推進する各種研修の再編

◇夏季休業中を中心に、市教委主催の研修を設定する。研修講座の設定に当たっては、長期的視野の下、重点的に実施するものや複数年で段階的に実施するものあるいは現在学校が直面する諸課題に積極的に対応し、柔軟に実施する。

◇小中一貫教育を念頭に置いた相互授業参観や中学校区ごとの研修を推奨することにより、各学校や学校区の計画に基づき、より柔軟で実践的な授業力向上研修とする。

⑧インクルーシブ教育の強化等、学校における業務の質の向上に係る研修等への支援

◇全教職員が特別支援教育に関する基本的な知識やスキルを習得できるよう、研修の充実を図る。

◇個別の教育的ニーズに対応するために、特別支援教育支援員や外部人材等との連携を進め、きめ細やかな支援ができる体制を構築する。

◇通常の学級、通級による指導（※）、特別支援学級、特別支援学校等の特別支援教育に対する選択肢、外国籍の児童に対する日本語指導等の選択肢を確保し、子ども一人ひとりの教育的ニーズ

に最も適した指導が受けられるようにする。

※通級による指導：通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。
(出典：文部科学省HP)

⑨土浦市標準学力調査の活用

- ◇年度当初に、前学年までの学習の定着状況や意識調査を行い、採点や分析を外部委託することにより、その後の指導に反映させる。
- ◇習熟度別の指導や個別の補習の必要性をデータから判断し、一律の指導ではなく、本当に必要な支援に教職員の時間を集中できるようにする。

⑩市民体育祭に係る分担業務の見直し、軽減の促進

- ◇市スポーツ協会主催による各小学校地区体育祭について、地域との連携を重視しつつ、役割分担の明確化と業務量の縮減を図る。

⑪学校行事の精選・見直し

- ◇市教育委員会及び各学校は、学校行事等の精選や内容の見直しの取組を推進する。
- ◇時間の短縮、内容の取捨選択や統廃合等、あらゆる観点からの見直しを進める。

⑫学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活性化 <重点項目>

- ◇学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な実施を推進するため、地域学校協働活動推進員の配置拡充を図る。(令和7年度10月現在、4校6名配置)
- ◇校長は、学校運営に関する基本的な方針に、「業務量管理・健康確保措置」の実施に関する内容を明記し、実践する。
- ◇登下校時の見守り活動や学校行事の支援等、これまで学校が担っていた業務について、学校運営協議会や地域住民が参画し、本制度の活性化を図ることで、地域との協働活動を促進する。

⑬学校運営上の諸課題へのサポート体制の活用 <重点項目>

- ◇スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、児童生徒一人ひとりの課題に対する早期発見と早期解決を実現する。
- ◇スクールロイヤーによる課題の早期解決や未然防止のための研修の実施を通して、教職員が教育活動に専念できる環境を整え、働きがいのある職場づくりに貢献する。

◇学校経営相談員による学校の管理職への指導や助言等を通して、教職員の適正かつ効果的な管理体制の構築を進める。

⑭教育課程内の学校教育活動（日課表の工夫等）・学校運営の効率化 <重点項目>

- ◇学校単位で作成される各種計画については、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、学校の実情に応じた効果的な計画となるよう時間割や内容を見直す。
- ◇会議の実施回数や実施方法を工夫し、会議の質を高めつつ、教職員の拘束時間の削減を図る。
- ◇校務分掌を見直し、分担の平準化を図る。

⑮市教育委員会と市教育研究会との連携による各種教育活動の企画・運営

- ◇カリキュラム・マネジメントの充実に加え、業務の適正化を図る観点から、指導計画の全校共通項目については可能な限り統一して作成されるよう、市教育委員会が指導・助言を行う。
- ◇市教育委員会と市教育研究会は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教職員が協力して作成し、共有化する等の取組を推進する。

⑯調査業務等の見直し <重点項目>

- ◇校務支援システムやLogoフォーム等を活用し、調査回答に係る時間の縮減を図る。
- ◇回答が必須である調査や目的が学校改善に寄与するものである調査等を市教育委員会がさらに精選の上、各校に依頼を行う。

⑰備品や消耗品の有効活用

- ◇教材作成や文書作成に際し、既存の備品や消耗品を有効に活用することで、業務時間の短縮や作業の効率化を図る。
- ◇備品や消耗品の管理者は、備品や消耗品の在庫確認、設置・保管場所の周知を行い、教職員が備品や消耗品を十分に活用できる環境を整備する。

⑱部活動にかかわる業務の軽減 <重点項目>

- ◇平日に部活動指導員を各中学校（義務教育学校後期課程）に派遣し、指導員単独による部活動経営を可能にして、教職員の業務の軽減を推進する。
- ◇土日の全部活動を、地域クラブ活動化することにより、地域による指導体制を確立するとともに、教職員の業務の軽減を推進する。（令和8年10月より実施）

(2) 教育のDX化におけるICT活用の推進

① ICT環境の充実による校務の情報化の促進 <重点項目>

- ◇校務PCやプリンターを活用していくことで、多様なデータの収集や処理、出力をスムーズに行い、校務の迅速化を図る。
- ◇電子図書館の活用を推進し、音声での情報提供も行う等、多様な関心やニーズに対応する。
- ◇校内ネットワークやクラウドサービスを活用し、教職員間のスムーズな情報共有と伝達等の効率化を図る。

② 統合型校務支援システムの活用促進 <重点項目>

- ◇教職員が行う成績処理、出欠管理、授業時間数管理、学校事務関係等のデータを一括して処理・管理し、教職員業務の効率化と個人情報の漏えい防止を図る。
- ◇教職員間で必要な情報をリアルタイムで共有することで、教職員間の連携をスムーズに行い、チェック体制の強化を図る。
- ◇追加された新機能については、市教育委員会が研修を実施し、すべての教職員がスムーズに操作できるようにする。

③ ICTを活用した教材の共有化等による授業準備等の支援の工夫

- ◇教材等をデータにて保存、共有することで、教職員の頼れる共有リソースを作り、安心して授業準備に取り組ませることにより、心理的負担の軽減を図る。
- ◇教材をデジタルデータとして整理・分類することで、必要なときにキーワード検索等で素早く探すことを可能にし、教材研究にかかる時間の縮減を図る。
- ◇市教育委員会は、市の教職員が閲覧できる共有フォルダを整備し、各学校の教育活動や教材等の共有化を支援する。

④ 第3期土浦市教育情報化計画及び教育情報セキュリティーポリシーの運用 <重点項目>

- ◇市教育委員会は、学校教育の情報化に対する総合的・計画的な推進の指針として、「第3期土浦市教育情報化計画」を策定し、GIGAスクール端末やICT機器の有効活用を推進することで、学校における児童生徒の情報活用能力と教職員のICT指導力の向上、校務の効率化を図る。
- ◇学校は、教育情報セキュリティーポリシーに基づき、校務遂行上のリスクを未然に予測・防止することで、教職員がより安心して効率的に業務に取り組める環境を整備する。

⑤電子データと紙媒体を必要に応じて使い分けていく、機能的な文書管理 <重点項目>

- ◇学籍の管理について、情報連携を校務支援システムやLogoフォームを活用することで、セキュリティに配慮したやりとりを行う。
- ◇教職員等の給食費に係るWEB口座受付サービスを導入し、手続きの簡略化と時間的縮減を図る。
- ◇学校間及び市教育委員会と学校との情報共有については、全小中共有フォルダ等を活用する。
- ◇個に応じた学習支援、校内での情報共有等の場面で、紙媒体を適切に活用する等、ハイブリッドな学習展開や文書管理を積極的に行う。

⑥オンラインシステムの活用の促進

- ◇オンラインシステムを積極的に活用し、本来行うべき業務に対する時間の確保に努める。

(3) 働きやすい職場に向けた体制づくりと働きがいの創出

①勤務時間の短縮を目指した働きやすさに対する一層の意識改革 <重点項目>

- ◇働き方改革推進委員会を置いて、市教育委員会及び学校での取組の進捗状況の共有や協議を行い、推進に向けた方策の検討を進めていく。
- ◇会議の開催方法についての再検討を行う。(オンライン会議の奨励)
- ◇教育委員会は学校閉庁日(各学校が学校業務を行わない日)を設定し、教職員の年次有給休暇取得を促進し、心身のリフレッシュを図る。
※文部科学省でも「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成29年12月29日文部科学大臣決定)等において勤務時間に関する意識改革の一つとして「長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。」としている。

【学校閉庁日(令和8年度の場合)】

- 《期間》○ 8月10日(月)、12日(水)、13日(木)、14日(金)
- 11月13日(金)
- 12月28日(月)
- 1月4日(月)、5日(火) 計 8日間

②ワークライフバランスを意識した、柔軟な働き方の推進

- ◇育児休暇等の積極的な活用等、教職員一人ひとりの生活事情に合った休暇が取れるよう校務分掌やチーム体制を整備する。
- ◇業務分担の明確化を図るとともに、複数人での協力体制を整備し、休暇等を取りやすくする環境を整備する。

③学校サポーターや支援員、部活動指導員等と連携した明確な業務分担 <重点項目>

- ◇各支援員の連携を図るために、教職員との業務分担を明確に行う等、各支援員に委任できる業務内容を確認する。
- ◇学校は、各支援員の業務日誌等を通して情報の共有を行うとともに、面談や対話を行って各支援員が抱える課題や悩み等に寄り添い、効率的かつ効果的な業務遂行ができるようにする。

④メンタルヘルスによる教職員の心理的安全性の確保 <重点項目>

- ◇市教育委員会は、労働安全衛生法に基づく長時間勤務者等への産業医による面接指導等、教職員の健康管理対策を確実にを行うため、ストレスチェックを実施し、教職員の心身の健康状態の把握に努める。
- ◇ストレスチェックの高ストレス判定者に対して産業医が行う面接勧奨時、面談申出書をデータでのやりとりに切り替えることで、周囲を気にすることなく、面談申出ができるようにする。
- ◇校長は、ストレスチェックの効果的な運用を図り、教職員一人ひとりの不断の健康管理や相談体制の充実に努める。

⑤ICTの活用をチームで実践・支援する校務DXの一層の推進 <重点項目>

- ◇教職員のICT活用（指導）力の現状と課題を明確にし、効果的な活用（指導）法についての研修を実施して、活用（指導）力の向上に努める。
- ◇各校に配置しているICT支援員による継続的な支援を通して、スムーズなICT導入と活用を推進し、教職員の業務を軽減する。

⑥人材バンクの創出 <重点項目>

- ◇地域の人材を積極的に活用することで、地域とともにある学校の一層の推進を図るとともに、地域全体で子どもたちの学びを支える仕組みを検討する。

⑦一人ひとりの強みを発揮できる校務分掌の構築や業務分担の工夫

- ◇管理職は、教職員面談等を活用し、教職員一人ひとりの強みや特性を的確に把握し、それらが発揮できる校務分掌を整理・統合することで、教職員のやりがいを一層引き出すことに努める。
- ◇学校は、業務に対してチームで取り組む体制を整備し、勤務に対する教職員の協働性をさらに育む。

⑧小学校における教科担任制の推進

- ◇学校は、学年組織を生かしたチームでの指導や支援を通して、教職員一人ひとりの業務の軽減を図る。
- ◇学校は、小中一貫教育を推進し、学校種間の接続を意識した授業や交流を行うことで、中1ギャップ（※）への対策を講じるとともに、教材研究の効率化と授業力のブラッシュアップを図る。

※中1ギャップ：小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等のこと。
(出典：文部科学省HP)

⑨人事評価面談制度を活用した目標達成の進捗状況に応じた助言等の充実 <重点項目>

- ◇人事評価面談にかかる自己申告書等については、学校経営方針や重点目標等に、自校における働き方改革に関する視点を盛り込んで作成する。
- ◇目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関して数値化を意識し、時間外在校等時間の縮減や年次有給休暇の取得等についての目標を設定する。
- ◇管理職は、人事評価面談において、教職員の目標に対して、数値化された点を中心に、進捗状況の報告を受けて適切な助言を行って、目標達成までの道程を支援し、教職員一人ひとりにやりがいと達成感をもたせられるようにする。

⑩ボトムアップ型の学校運営や研修等を実現する積極的な学校づくりへの参画意識の向上

<重点項目>

- ◇管理職は、学校運営に資する有効な意見や提案を幅広く求め、教職員の活躍できる場をさらに設定する。
- ◇教職員に学校づくりに参画している意識を醸成するために、校内研修等においてトップダウン型とボトムアップ型の形式を適切に使い分け、一層効果的な研修にするよう努める。

⑪子どもと向き合う時間の確保による、教職員としての喜びの実感と高い意欲の持続

- ◇教職員は、定期的に放課後や授業時間内に個別学習支援の時間を設け、学びにつまずきのある児童生徒や、さらに深く学びたい児童生徒をサポートできるよう努める。
- ◇スクールカウンセラー等と教職員が抱える児童生徒の悩みを共有し、連携してケアを行うことで、教職員の精神的負担を軽減し、より深く子どもと向き合える時間を確保する。

⑫教材研究や自己研鑽に主体的に取り組むことによる、教職員の授業力の向上

- ◇市教育委員会は、教職員の資質向上に向けた研修の企画を行うとともに、教職員にとって有意義な研修を斡旋・紹介して、自主的な研修参画の態度を育む。
- ◇市教育委員会ならびに学校は、外部講師を招いたり、他校との連携を推進したりして研修を充実させ、教職員の積極的な教材研究への態度の育成に努める。

⑬自分や家族と向き合う時間の確保による、心身の健康の保持増進

- ◇管理職は、教職員が各種休暇を利用しやすい雰囲気醸成する等、休暇取得を希望する教職員ならびにその家族が安心できる支援に努める。
- ◇管理職自身が教職員にとってのロールモデルとなり、積極的に有給休暇を取得したり、定時退勤したりすることで、働きやすい職場環境の醸成を図る。

おわりに

給特法の改正で、教職員一人ひとりがより豊かな生活を送り、人間性や創造性を高めることで、質の高い教育の提供に結びつけていく考え方がより明確になりました。本プランでも、上述の社会的な要請に応え、教職員が教育活動に専念できる環境を整備するための具体的な施策を提示しています。

取組事例の中には、従来の数値化しやすい目標だけでなく、人としての内面、心理的側面にも焦点を当てている事項もありますので、成果の検証等に十分な協議が必要ですし、効果的であっても持続可能な取組でなければいけません。

本プランの実践にあたっては、学校現場はもちろんのこと、行政、そして地域への周知を進めたり、互いに意見を出し合い、実行する中で浮上した課題を解決したりしながら、協働的・継続的に推進していくことが重要です。

教職員の「ウェルビーイング」の向上と子どもたちのよりよい成長を育む学校教育をめざすために、本プランを学校・行政・地域の連携をさらに強め、時代に応じた働き方改革を推進していく上での指針として活用してまいります。

資料

I 時間外勤務の現状について

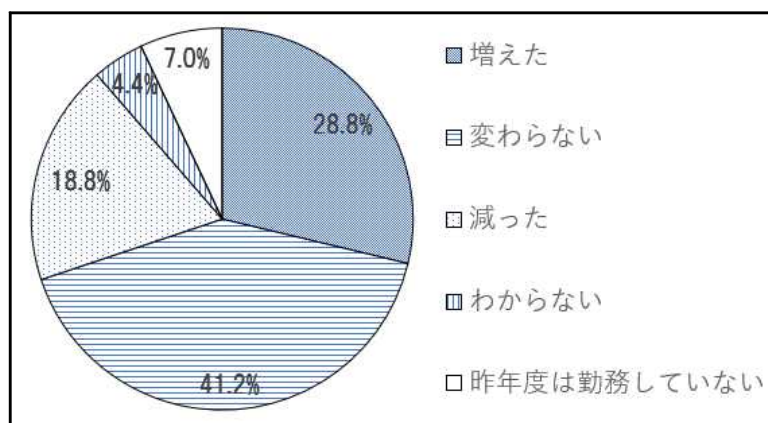
①時間外在校等時間が月80時間以上100時間未満、及び月100時間以上の教職員の延べ人数（人）

校 種	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	月80h以上100h未満	月100h以上	月80h以上100h未満	月100h以上	月80h以上100h未満	月100h以上
小学校	0	0	1	0	0	0
中学校	0	0	1	0	0	0
小中合計	0	0	2	0	0	0

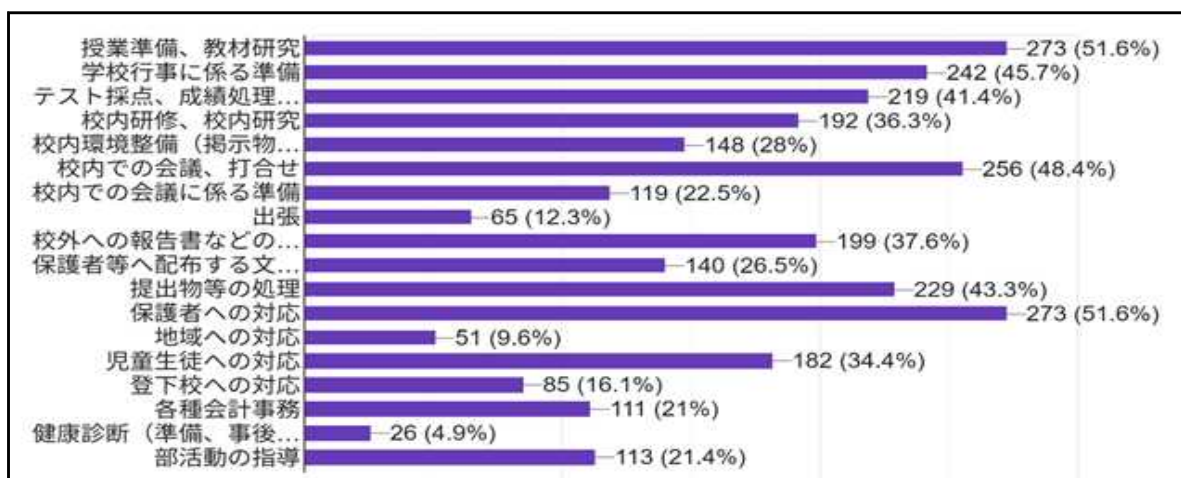
②時間外在校等時間が月45時間超の教職員の割合（％）

校 種	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	22.8	22.2	21.1
中学校	40.1	40.8	36.4
小中平均	31.5	31.5	28.8

③令和6年度と比較した、一月あたりの時間外在校等時間の変化についての割合（％） 531人回答

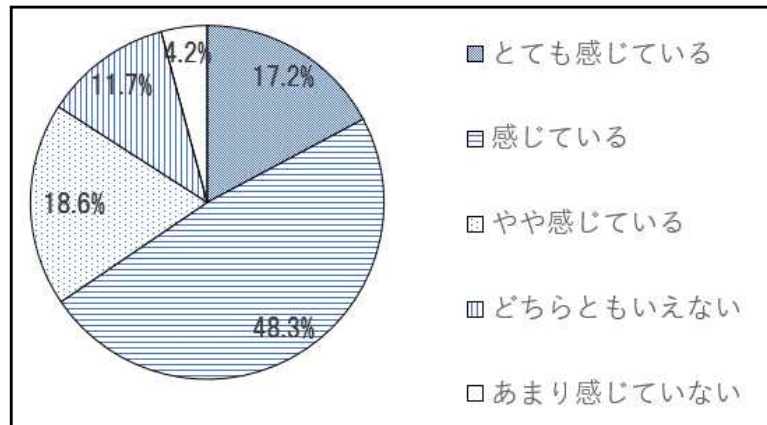


④時間外在校等時間（超過勤務）が多くなる要因の割合（％） 529人回答 *一部掲載



II 働きがいについて

①教職員としてやりがいをもって勤務していることに対する考え方の割合 (%) 528人回答



III 勤務内容について

①業務負担の軽減につながっている取組についての割合 (%) 519人回答 *一部掲載

